

●消費生活相談事例●

「開運を口実にしたマルチ商法のトラブル」



家族に不幸な出来事が起こり心を痛めていた頃、知人から開運セミナーへの参加を勧められた。会場では「運気が上がる」という商品が紹介され、「知人を勧誘して商品を販売すればボーナスが出る」という話もあった。開運に効果があるという水と塩を毎月購入し、その後も、エネルギーが発生するという商品を「家に置くだけで運気が上昇する」と個数まで指定されて勧誘され、7百万円以上支払って購入した。子孫の代まで使えると説明を受けたが、先日、金のメッキが剥がれて中から粉が出たので不審を感じた。会社に解約・返金を申し出ると了承され、商品を返送したが、未だに返金されない。
(玉野市 女性)

消費者へのアドバイス

人は、誰でも何らかの悩みや心配事を抱えているものですが、そうした人間の弱みにつけ込み、開運や除霊などの効果があると称する商品やサービスを法外な価格で売りつける「開運商法」の相談が依然として多く寄せられています。

将来への不安をあおり、消費者の判断力を鈍らせた上で、解決策として霊的な商品等を提示し勧誘するのが開運商法の常套手段ですが、合理的な根拠を示さずに超常的な効果や効能のみを強調する相手との取引は避けた方が無難です。

最近では、深刻な悩みを抱えた人をセミナーに誘い、開運商品のマルチ商法の販売組織に加入させるタイプのトラブルも報告されています。マルチ商法は、新人会員など組織の内部の者が提供する金品等の取引により上位会員が利益を得るシステムですが、組織への新規加盟者の確保には限界があり、持続的に利益をあげるのは困難な販売形態と言えます。

す。他人を勧誘できない場合や組織が破綻した際には、会員は買い手のない商品の在庫を抱えて損失を被ることになります。さらに、取引規模が大きい会員などは事業者とみなされ、消費者保護の対象から除外されるとともに、不実の告知など不当勧誘に該当する行為があれば処罰されるおそれもあります。

今回の事例では、契約後2年以上が経過していましたが、特定商取引法に基づく契約書面が交付されておらず、現在でもクーリング・オフが可能と助言しました。同法では、入会后1年未満の会員が退会する時、遡って90日以内に購入した未販売・未使用の商品については、商品価格の10%を上限とした解約料を負担して商品の引き取りを請求できる返品ルールも設けられています。

トラブルを抱えている場合は、居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

23分

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVDが加わりました。

若者・高校生向け消費者教育副教材

発行：消費者庁

若者向け

「もしあなたが消費者トラブルにあったらー消費者センスを高めよう!ー」



若者や高校生世代が、消費者被害・事故に遭わない賢い消費者に育つために

インターネットによるショッピングや個人間取引における留意点とトラブルを回避する方法を知り、被害にあった時にどのような行動をとれば良いかを学びます。

商品を選ぶとき、その安全性を確認することや取扱い上の注意事項を守ることの重要性を理解してリスクを回避する方法を知り、被害にあった時にどのような行動を取ればよいかを学びます。

消費者トラブルを未然に防ぐために契約の基礎知識を学び、具体的な事例に沿ってクーリング・オフを疑似体験して実際の方法を理解します。

*貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

*ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/syohi/syohi.htm>